

令和7年3月31日提出

有資格業者の指名停止を行いました

標記について、次のとおりお知らせします。

日時	令和7年3月31日(月) ~ 令和7年7月30日(水)						
場所	—						
内容	<p>諫早市は有資格業者を下記のとおり指名停止としました。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1"><tr><td>指名停止業者</td><td>【登録部門:建設工事】 株式会社佐電工 代表取締役社長 岩下 雅之 佐賀県佐賀市天神一丁目4番3号</td></tr><tr><td>指名停止期間</td><td>4か月</td></tr><tr><td>指名停止の理由</td><td>佐賀県多久市が令和4年10月に発注した庭球場照明改修工事において、入札の秘密事項である指名業者名を業者に漏らしたとして、官製談合防止法違反の疑いで同市職員が、また、公契約関係競売入札妨害の疑いで(株)佐電工の使用人が、令和7年2月18日に佐賀県警に逮捕されたことによる措置。 諫早市入札参加資格者指名停止措置要領 第1「別表第2第6号(競売入札妨害又は談合)」該当</td></tr></table>	指名停止業者	【登録部門:建設工事】 株式会社佐電工 代表取締役社長 岩下 雅之 佐賀県佐賀市天神一丁目4番3号	指名停止期間	4か月	指名停止の理由	佐賀県多久市が令和4年10月に発注した庭球場照明改修工事において、入札の秘密事項である指名業者名を業者に漏らしたとして、官製談合防止法違反の疑いで同市職員が、また、公契約関係競売入札妨害の疑いで(株)佐電工の使用人が、令和7年2月18日に佐賀県警に逮捕されたことによる措置。 諫早市入札参加資格者指名停止措置要領 第1「別表第2第6号(競売入札妨害又は談合)」該当
指名停止業者	【登録部門:建設工事】 株式会社佐電工 代表取締役社長 岩下 雅之 佐賀県佐賀市天神一丁目4番3号						
指名停止期間	4か月						
指名停止の理由	佐賀県多久市が令和4年10月に発注した庭球場照明改修工事において、入札の秘密事項である指名業者名を業者に漏らしたとして、官製談合防止法違反の疑いで同市職員が、また、公契約関係競売入札妨害の疑いで(株)佐電工の使用人が、令和7年2月18日に佐賀県警に逮捕されたことによる措置。 諫早市入札参加資格者指名停止措置要領 第1「別表第2第6号(競売入札妨害又は談合)」該当						
問い合わせ先	諫早市 企画財務部 契約管財課 担当:今泉、平井 電話番号:0957-22-1500(内線3685) E-mail: keiyaku@city.isahaya.nagasaki.jp						
担当課	同上						
備考 (記事解禁日等)							